

# 資料編

---

榛東村

都市計画マスタープラン

---

R8 → R28

令和8年3月



# 目次

1 自然的条件	2
(1) 位置・地勢	2
(2) 気候環境	3
2 社会的条件	6
(1) 人口動向	6
(2) 経済動向	8
(3) 都市機能施設	12
3 現行計画の評価	20
(1) 関係各課による庁内ヒアリング	20
4 住民ワークショップ	26
(1) 実施概要	26
(2) 実施内容	27
5 参考資料	34
(1) 榛東村都市計画審議会答申	34
(2) 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例	35
(3) 榛東村都市計画審議会の運営に関する規則	37
(4) 榛東村都市計画審議会 委員名簿	38
(5) 榛東村都市計画マスタープラン改定検討委員会設置及び運営に関する要綱	39
(6) 榛東村都市計画マスタープラン改定検討委員会 委員名簿	40
(7) 榛東村都市計画マスタープランワークショップ設置要綱	41
(8) 榛東村都市計画マスタープラン策定の経過	42



# 1 自然的条件

---

# 1 自然的条件

## (1) 位置・地勢

本村は榛名山の東麓に広がり、東に関東平野を望み、西には榛名山がそびえる。群馬県の中央に位置し、東は前橋市、西及び南は高崎市、北は吉岡町・渋川市に接しており、これら市街地へのアクセスも容易で地理的に恵まれている。

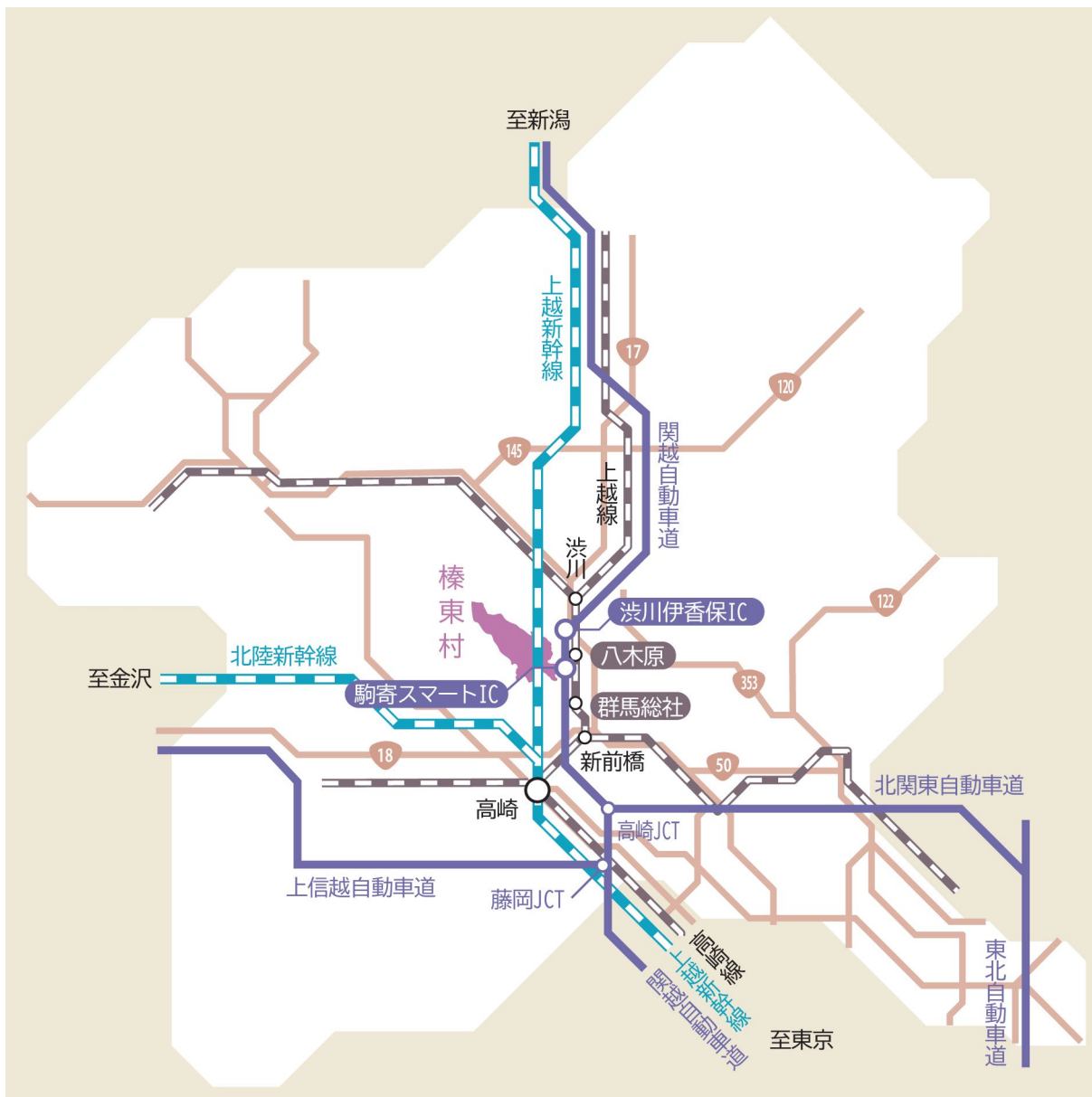


図 1-1 位置図

## (2) 気候環境

本村の平均気温は 14.7℃、年間降水量は 1,102 mm、地形は榛名山東麓の緩やかな傾斜地で、標高は最高 1,441m、最低 183.7m となっている。村域は南北約 4.5km、東西約 10km で、面積は 27.92 km<sup>2</sup> である。四季が明瞭で、高地と低地で温度差が大きく、夏季においても高原性の過ごしやすい気象条件を有している。

土地利用としては、総面積 2,792ha のうち最も割合が大きいののは田・畑であり、622.1ha (22.3%) を占めている。過去の推移をみると、畑の面積が減少傾向にある一方、宅地面積は増加傾向で推移している。

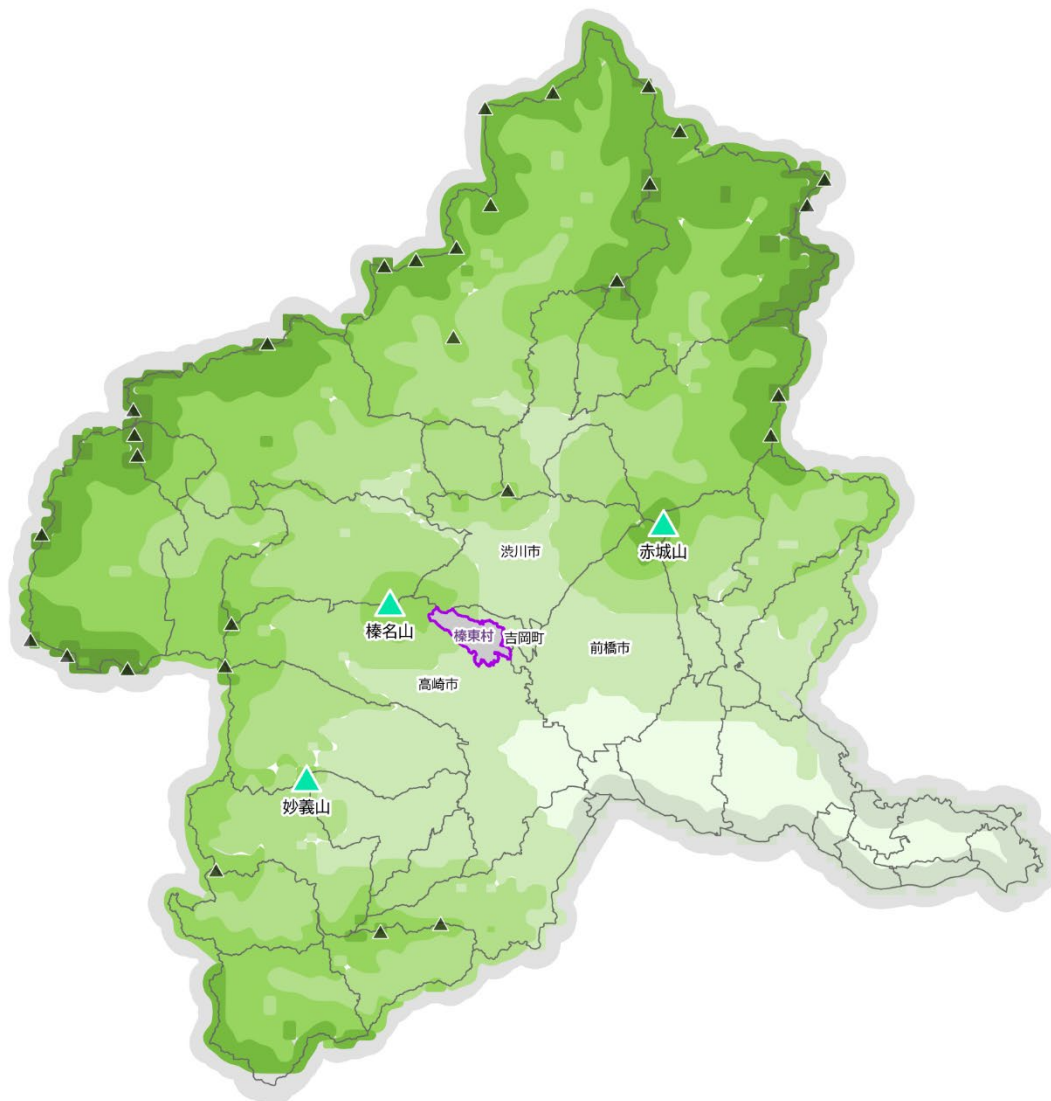


図 1-2 地勢状況



## 2 社会的条件

---

## 2 社会的条件

### (1) 人口動向

#### ① 計画区域内の人口動向

- 都市計画区域内（榛東村全域）の人口は、平成 22 年から令和 4 年にかけて緩やかな減少傾向で推移している。一方、用途地域内では平成 22 年から平成 29 年にかけて一度減少したものの、その後はわずかに増加に転じている。
- 用途地域外は村の大部分を占め、人口は平成 22 年から平成 29 年にかけて一時的に増加した後、令和 4 年にはやや減少している。人口密度は低い値で推移しており、広い区域に居住が分散している状況がうかがえる。

表 2-1 計画区域内の人口推移

	都市計画区域内 (榛東村全域 面積：2,792ha)		用途地域内 (非線引き 面積：94ha)		用途地域外 (非線引き 面積：2,968ha)	
	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
H22 年	14,370 (100%)	5.14	1,922 (都市計画区域のうち 13.4%)	20.44	12,448 (都市計画区域のうち 86.6%)	4.61
H29 年	14,329 (100%)	5.13	1,777 (都市計画区域のうち 12.4%)	18.90	12,552 (都市計画区域のうち 87.6%)	4.64
R4 年	14,216 (100%)	5.09	1,870 (都市計画区域のうち 13.2%)	19.89	12,346 (都市計画区域のうち 86.8%)	4.57

資料：都市計画基礎調査（R4）

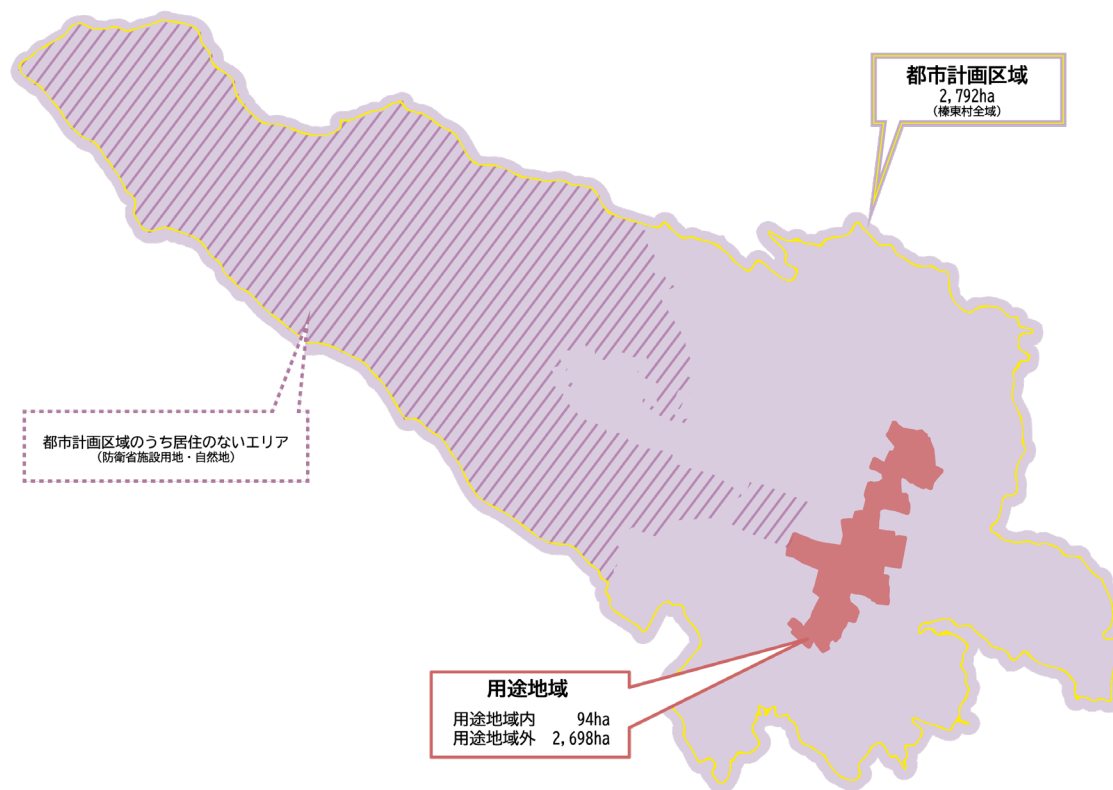


図 2-1 都市計画区域図

資料：都市計画基礎調査（R4）

## ② 人口流動（就業・就学）

- 榛東村に常住する就業者のうち、63%程度が村外で就業しており、流出先としては高崎市・前橋市・渋川市の順に多く、流入先についても上位は同様の地域となっている。
- 榛東村に常住する就学者のうち、84%程度が村外で就学しており、流出先は就業者と同様に高崎市・前橋市・渋川市の順に多くなっている。
- 就学者の流動について、村内に高校が立地していないことから村外への流出が多くなっている。

表 2-2 就業・就学別の人口流入出

流出 (榛東村→他市町村)				流入 (他市町村→榛東村)			
市町村	就業	市町村	就学	市町村	就業	市町村	就学
高崎市	1,641	高崎市	171	高崎市	848	高崎市	1
前橋市	1,427	前橋市	164	前橋市	506	渋川市	1
渋川市	796	渋川市	92	渋川市	440	太田市	1
吉岡町	411	桐生市	8	吉岡町	301	—	—
伊勢崎市	82	中之条町	6	安中市	27	—	—
安中市	47	太田市	5	伊勢崎市	24	—	—
その他県内	358	その他県内	13	その他県内	113	—	—
県外	114	県外	34	県外	68	—	—

資料：国勢調査（R2）

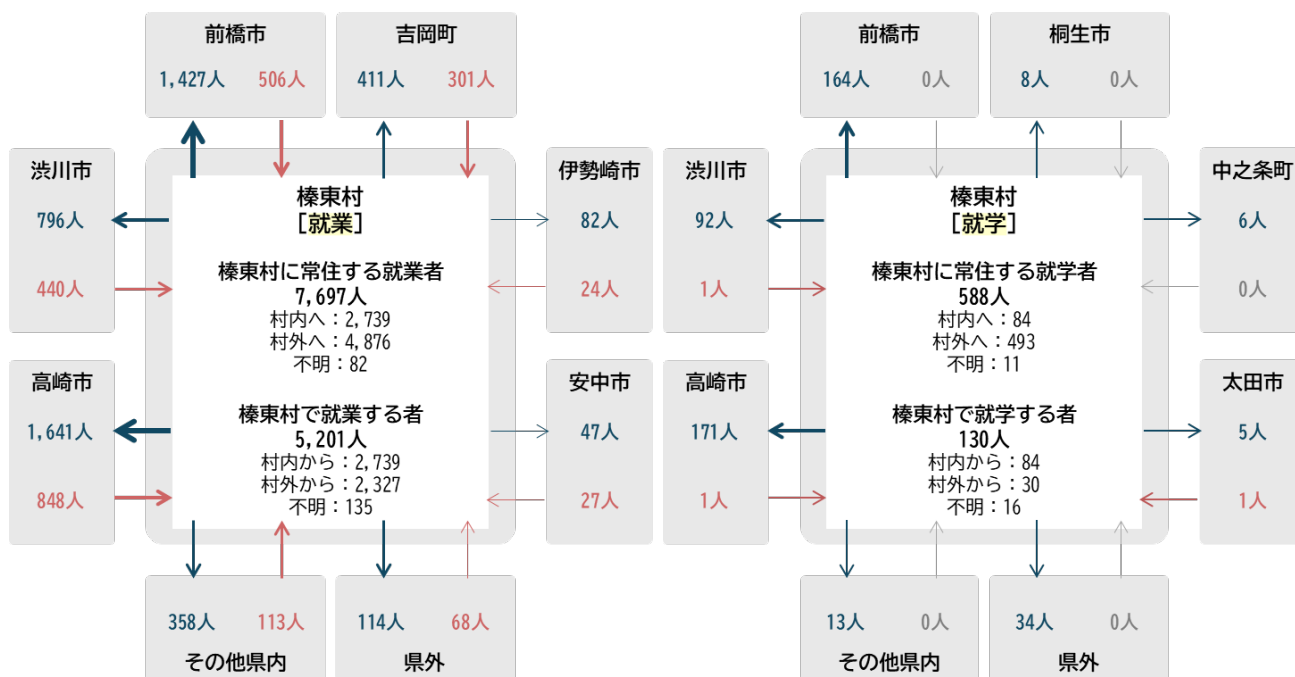


図 2-2 就業における流出入の状況

図 2-3 就学における流出入の状況

資料：国勢調査（R2）

## (2) 経済動向

### ① 産業別の就業人

- 令和2年の就業者数は7,697人であり、近年はおおむね増加傾向で推移している。産業別にみると、平成12年以降、第3次産業では1,000人以上増加している一方で、第1次産業・第2次産業では就業者数が減少しており、産業間で増減の傾向に違いがみられる。

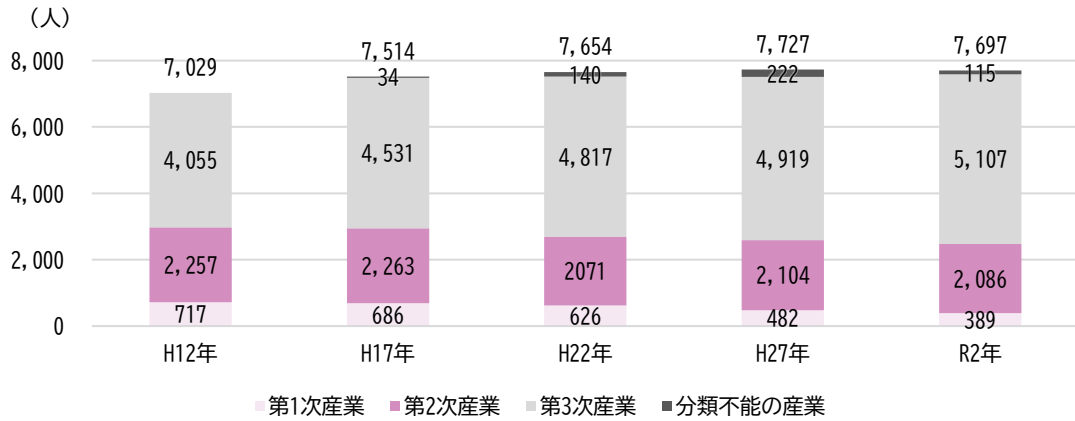


図 2-4 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査 (R2)

表 2-3 就業・就学別の人口流入出

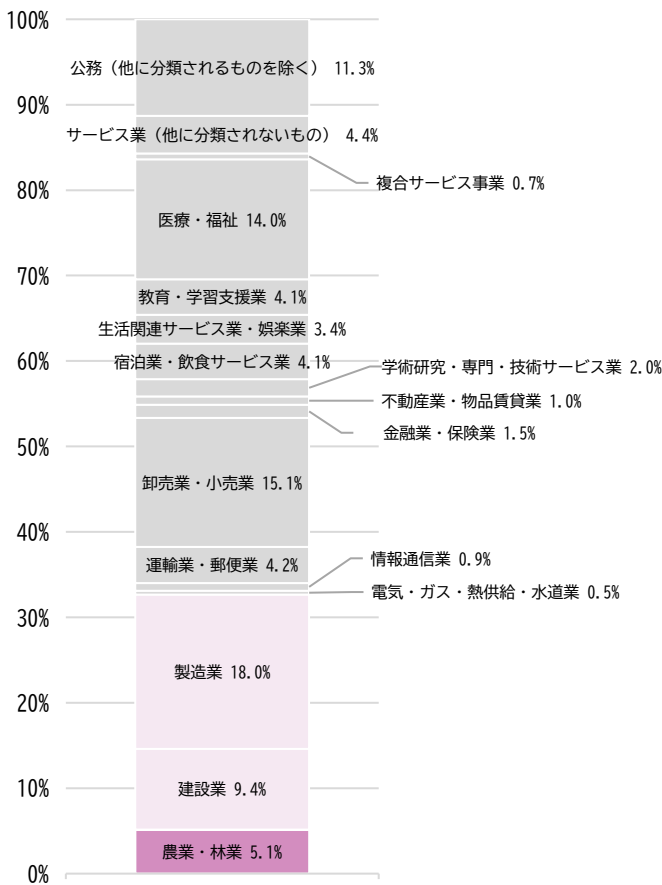


図 2-5 分類別の就業人口の割合

分類	就業者数 (人)	
第1次	農業・林業	389
	漁業	—
第2次	鉱業・採石業・砂利採取業	3
	建設業	716
第3次	製造業	1,367
	電気・ガス・熱供給・水道業	36
	情報通信業	68
	運輸業・郵便業	320
	卸売業・小売業	1,145
	金融業・保険業	116
	不動産業・物品賃貸業	74
	学術研究・専門・技術サービス業	155
	宿泊業・飲食サービス業	314
	生活関連サービス業・娯楽業	257
	教育・学習支援業	314
	医療・福祉	1,065
	複合サービス事業	52
	サービス業 (他に分類されないもの)	334
公務 (他に分類されるものを除く)	857	

資料：国勢調査 (R2)

## ② 農業の動向

- 令和元年から5年間の農地転用状況は、平均で年間56件程度となっている。
- 平成12年から令和2年までの20年間で、経営耕地面積は172ha、総農家数は197戸といずれも3割前後減少しており、農業生産基盤の縮小が進行している。特に、農業従事者数は1,600人超減少し、約8割近くの大規模な減少を示しており、担い手の減少が顕著となっている。

表 2-4 農地転用の推移 (単位: ㎡)

区分 年	農地法第4条		農地法第5条		合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
R元年	9	3,392	49	38,102	58	41,494
R2年	2	190	53	32,294	55	32,484
R3年	8	3,410	57	50,076	65	53,486
R4年	7	3,190	53	49,551	60	52,741
R5年	2	541	41	28,488	43	29,029

資料：榛東村

表 2-5 農業の推移

	経営耕地面積 (ha)		総農家数 (戸)		農業従事者数 (人)	
	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)	増減率 (%)		
H12年	462	—	730	—	2,130	—
H17年	424	▲ 8.2	709	▲ 2.9	1,248	▲ 41.4
H22年	405	▲ 4.5	676	▲ 4.7	1,025	▲ 17.9
H27年	351	▲ 13.3	608	▲ 10.1	734	▲ 28.4
R2年	290	▲ 17.4	533	▲ 12.3	497	▲ 32.3

資料：農業センサス

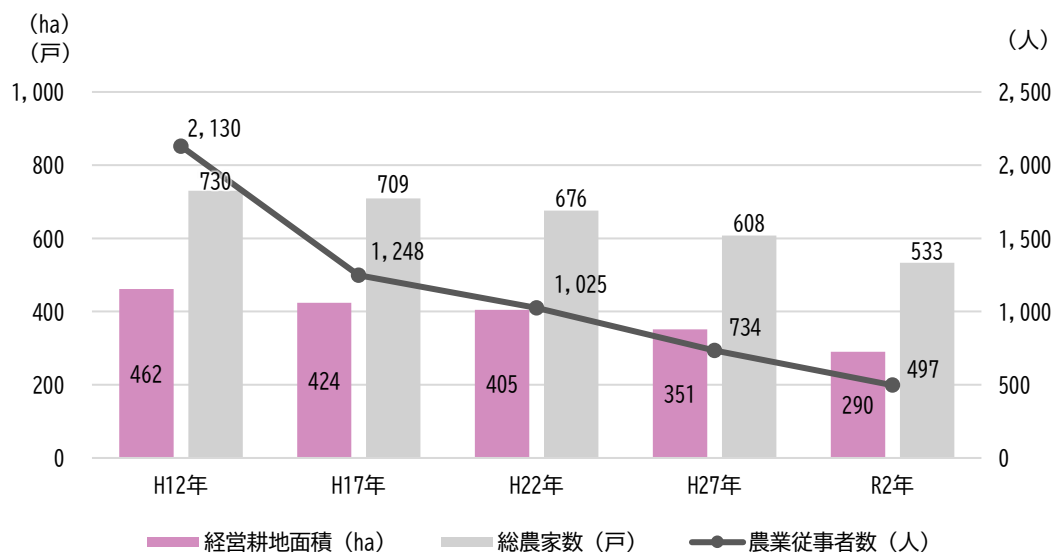


図 2-6 農業の推移

資料：農業センサス

### ③ 工業の動向

- 令和3年の事業所数は48事業所であり、平成24年と比較して大きな増減はみられず、一定の事業所基盤が維持されている。一方、従業者数は約130人(11.8%)減少しており、緩やかな人員縮小が進んでいる。
- 製造品出荷額等は平成24年から約17億円(8.4%)減少しており、生産活動規模は長期的にみてやや縮小傾向にある。事業所数は安定しているものの、雇用面や出荷額面では徐々に縮小が進んできた傾向がうかがえる。

表 2-6 工業の推移

	事業所数 (事業所)		従業者数 (人)		製造品出荷額等 (億円)	
		増減率 (%)		増減率 (%)		増減率 (%)
H24年	44	—	1,105	—	211.9	—
H25年	40	▲ 9.1	937	▲15.2	211.8	▲ 0.1
H26年	38	▲ 5.0	954	1.8	172.6	▲18.5
H27年	42	10.5	1,045	9.5	258.7	49.9
H28年	36	▲14.3	933	▲10.7	217.9	▲15.8
H29年	36	0.0	991	6.2	230.4	5.8
H30年	36	0.0	1,049	5.9	230.9	0.2
R元年	37	2.8	994	▲ 5.2	231.2	0.1
R2年	38	2.7	944	▲ 5.0	185.2	▲19.9
R3年	48	26.3	975	3.3	194.2	4.8

資料：工業統計調査・経済センサス

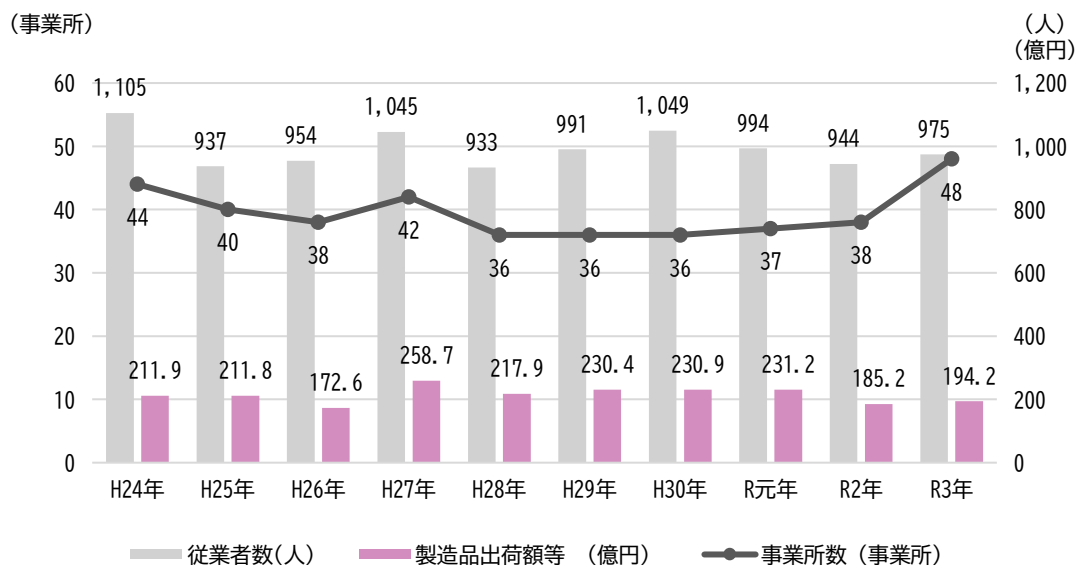


図 2-7 工業の推移

資料：工業統計調査・経済センサス

#### ④ 商業の動向

- 平成 16 年から令和 3 年にかけて、従業者数は 52 人 (15.6%) 増加した一方、商店数は 19 店 (22.4%) 減少しており、店舗数自体は縮小傾向にある。
- 商品販売額は平成 16 年から約 3 億円 (4.1%) 減少しており、売上規模はやや縮小している。

表 2-7 商業の推移

	商店数 (店)		従業者数 (人)		商品販売額 (億円)	
	値	増減率 (%)	値	増減率 (%)	値	増減率 (%)
H16 年	85	—	334	—	71.3	—
H19 年	78	▲ 8.2	381	14.1	55.4	▲22.3
H24 年	72	▲ 7.7	335	▲ 12.1	43.2	▲22.1
H26 年	69	▲ 4.2	333	▲ 0.6	48.6	12.5
H28 年	77	11.6	439	31.8	66.4	36.8
R3 年	66	▲14.3	386	▲12.1	68.4	3.1

資料：商業統計調査・経済センサス

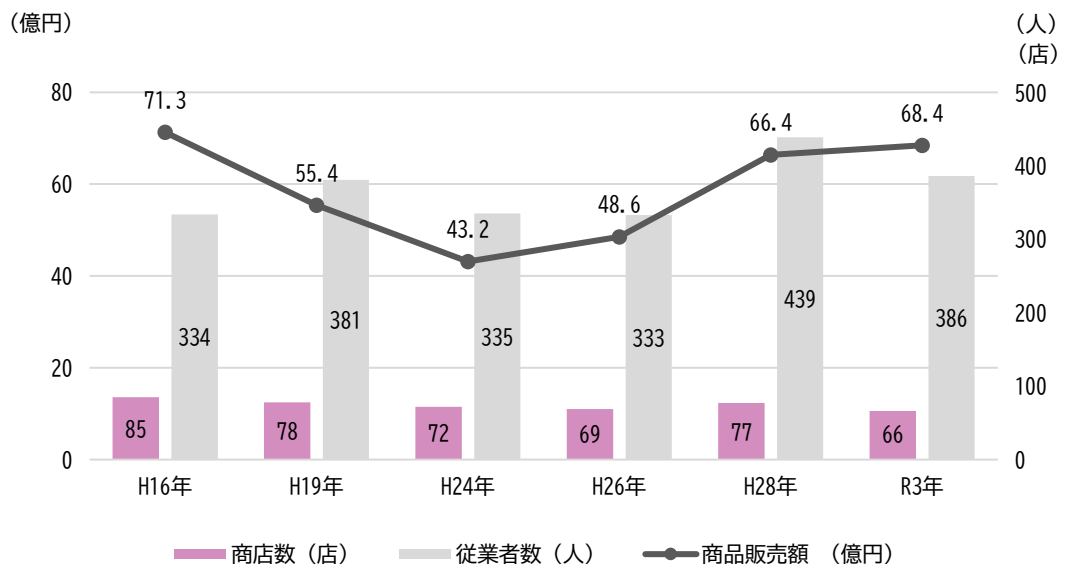


図 2-8 商業の推移

資料：商業統計調査・経済センサス

### (3) 都市機能施設

#### ① 商業施設

- 村内に立地する商業施設は少ない一方、隣接する吉岡町や高崎市には大型商業施設が立地しており、その周辺で商業機能が一定程度集積している。
- 商業施設の徒歩圏における人口カバー率や人口密度は、現時点で大きな変化は見込まれていない。

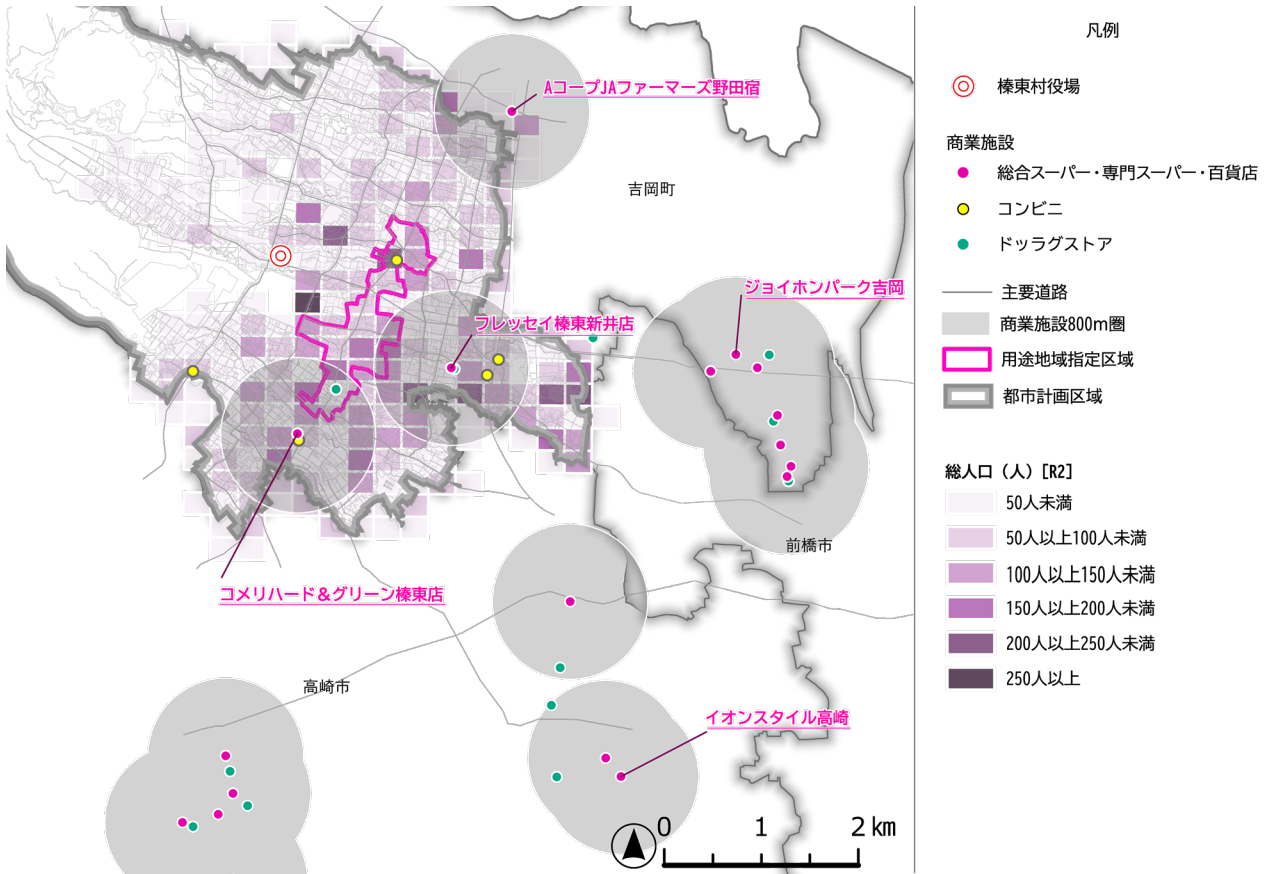


図 2-9 商業施設の立地状況と 2020 年の総人口の分布  
資料：国勢調査 (R2) / i タウンページ(R6) / 群馬県大規模小売店舗名称(R7)

表 2-8 商業施設徒歩圏\*における人口カバー率及び人口密度

	総人口		高齢者人口	
	R2 年	R27 年	R2 年	R27 年
榛東村人口	14,216 人	12,733 人	3,788 人	4,536 人
人口カバー率 (徒歩圏)	33.7%	34.4%	13.4%	12.8%
人口密度 (徒歩圏)	10.5 人/ha	9.8 人/ha	2.6 人/ha	3.1 人/ha

資料：国勢調査 (R2) / 国立社会保障・人口問題研究所(R6)

『都市構造の評価に関するハンドブック (国土交通省)』に基づく、「商業施設」及び「徒歩圏」の定義

- 商業施設：総合スーパー・専門スーパー・百貨店
- 徒歩圏：一般的な徒歩圏である半径 800m

※本ページ以降に記載している図中のメッシュは、250mメッシュ (250m×250m) を用いている。

## ② 医療施設

- 村内の医療施設については、高崎安中渋川線沿道に診療所 2 件、歯科診療所 3 件が立地している。
- 商業施設の徒歩圏における人口カバー率や人口密度は、現状において大きな変化は見込まれていない。

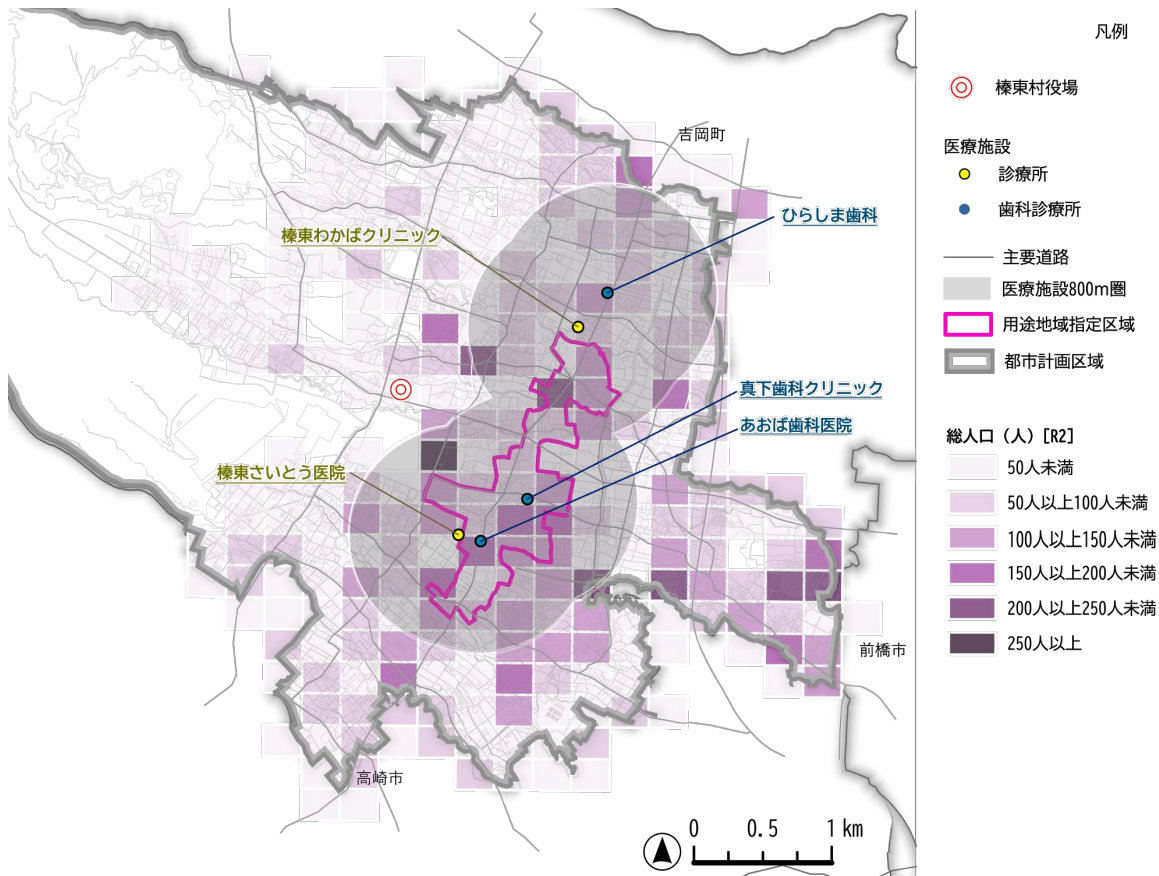


図 2-10 医療施設の立地状況と 2020 年の総人口の分布

資料：国勢調査 (R2) / 群馬県病院要覧、一般・歯科診療所・助産所一覧 (R7)

表 2-9 医療施設徒歩圏\*における人口カバー率及び人口密度

	総人口		高齢者人口	
	R2 年	R27 年	R2 年	R27 年
榛東村人口	14,216 人	12,733 人	3,788 人	4,536 人
人口カバー率 (徒歩圏)	47.3%	50.3%	21.8%	23.2%
人口密度 (徒歩圏)	12.2 人/ha	11.7 人/ha	2.9 人/ha	3.8 人/ha

資料：国勢調査 (R2) / 国立社会保障・人口問題研究所 (R6)

『都市構造の評価に関するハンドブック (国土交通省)』に基づく、「医療施設」及び「徒歩圏」の定義

- 医療施設：病院 (内科又は外科) 及び診療所)
- 徒歩圏：一般的な徒歩圏である半径 800m

### ③ 福祉施設

- 村内には福祉施設が 12 件立地しており、その多くが主要道路沿いに分布している。  
※図中の「訪問介護事務所みんなの笑顔」及び「リゾートハウスのひら」は同一施設で運営されている
- 今後の高齢者人口の増加と分布の広がりにより、高齢者における人口カバー率の低下が見込まれている。

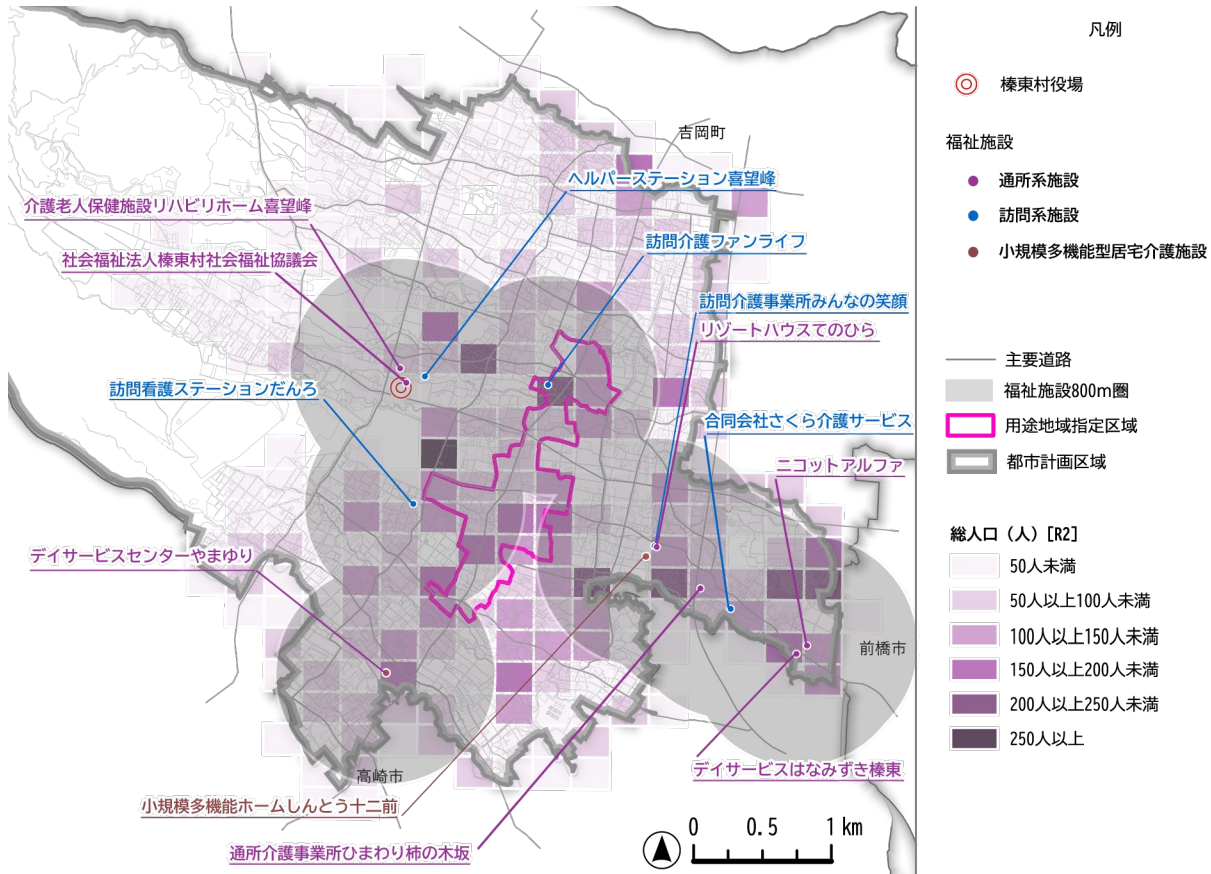


図 2-11 福祉施設の立地状況と 2020 年の総人口の分布

資料：国勢調査（R2）／榛東村（R8.3）

表 2-10 福祉施設徒歩圏\*における人口カバー率及び人口密度

	総人口		高齢者人口	
	R2 年	R27 年	R2 年	R27 年
榛東村人口	14,216 人	12,733 人	3,788 人	4,536 人
人口カバー率 (徒歩圏)	66.3%	66.6%	67.7%	63.6%
人口密度 (徒歩圏)	10.7 人/ha	9.6 人/ha	2.9 人/ha	3.3 人/ha

資料：国勢調査（R2）／国立社会保障・人口問題研究所

『都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）』に基づく、「福祉施設」及び「徒歩圏」の定義

- 福祉施設：通所系施設・訪問系施設・小規模多機能施設
- 徒歩圏：一般的な徒歩圏である半径 800m

#### ④ 子育て・教育施設

- 子育て・教育施設は、小学校 2 校、中学校 1 校、幼稚園・保育施設 5 施設、学童保育所 8 施設が立地しており、一定の配置が確保されている。
- 用途地域内及びその周辺部に集積が見られる。

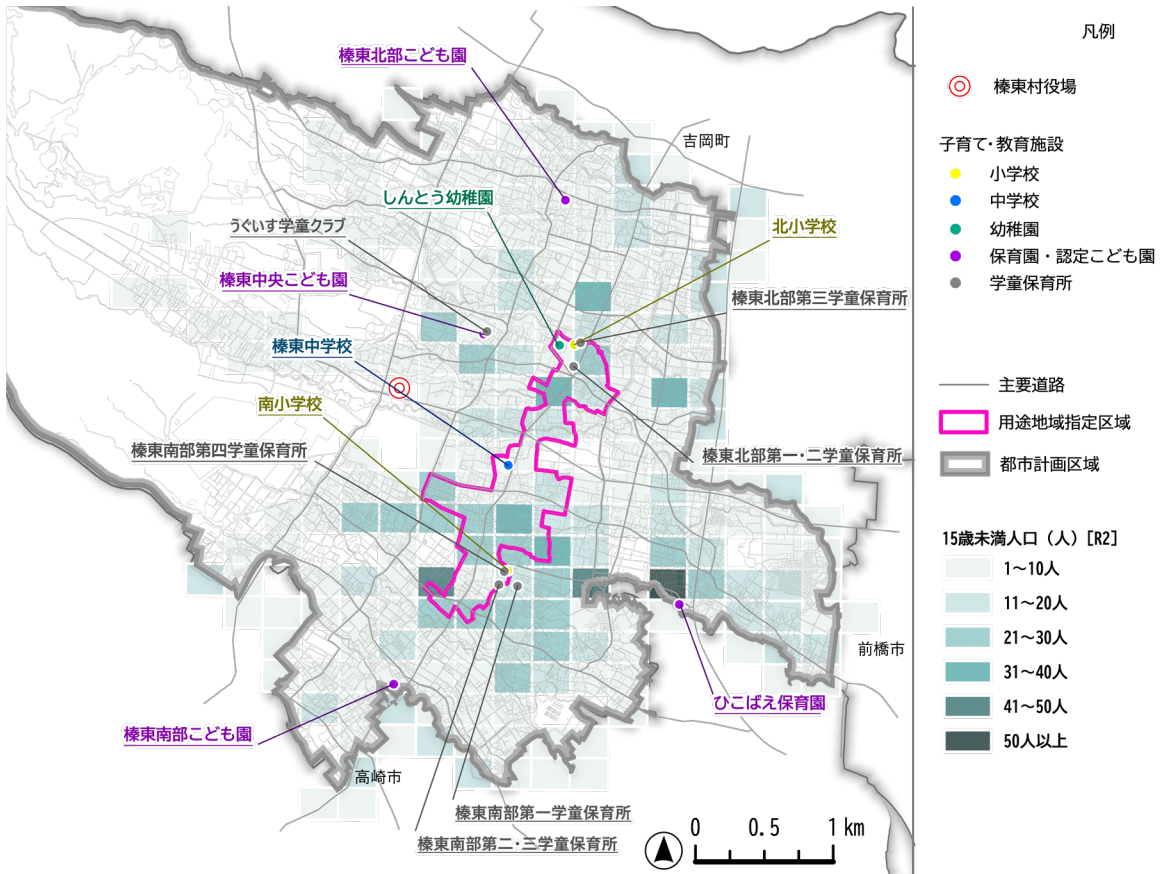


図 2-12 子育て・教育施設の立地状況と 2020 年の 15 歳未満人口の分布

資料：榛東村 (R7)

### ⑤ 公園・緑地

- 都市計画決定された公園はなく、都市公園 10 か所、その他公園 10 か所に立地している。
- 公園の多くは比較的小規模な公園となっており、1ha 以上の規模を有する公園は、しんとうふるさと公園、茅野公園、しんとう総合グラウンドの 3 か所となっている。

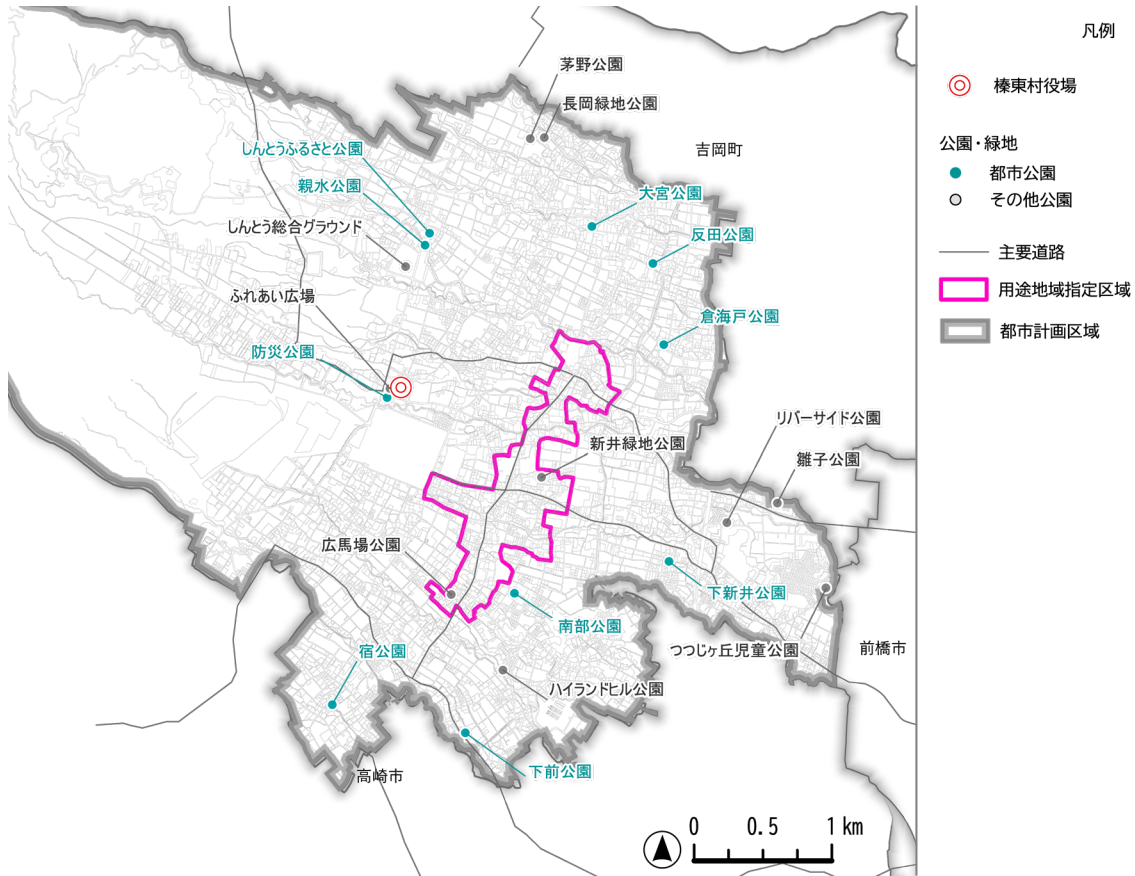


図 2-13 公園・緑地の立地状況

資料：榛東村（R7）

## ⑥ 観光施設

- 観光施設の立地状況は、ふるさと公園周辺に一定の集積がみられるものの、全体としては村内各地に点在している。
- 観光入込客数は、新型コロナウイルスの影響により令和元年から令和2年にかけて79,200人減少した。その後は緩やかな回復傾向にあるものの、コロナ前の水準には戻っていない。

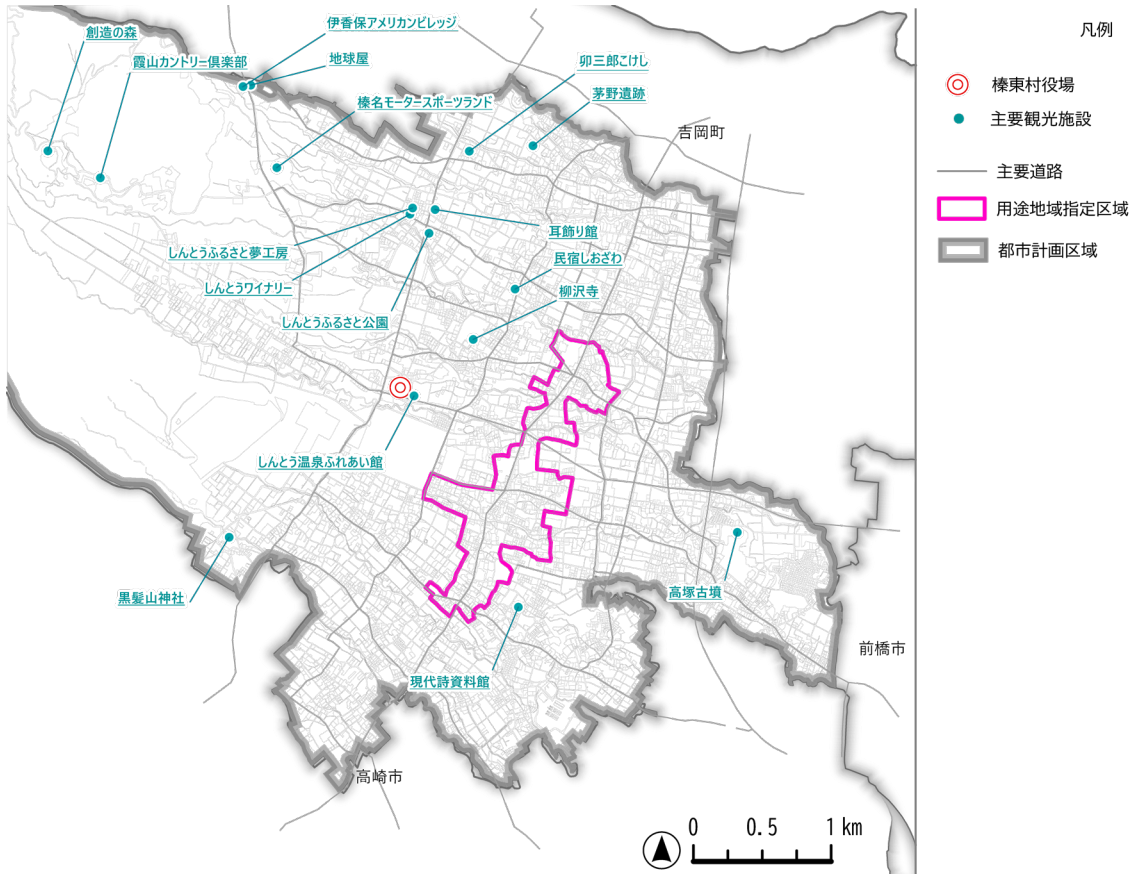


図 2-14 主要観光施設の立地状況

資料：榛東村（R7）

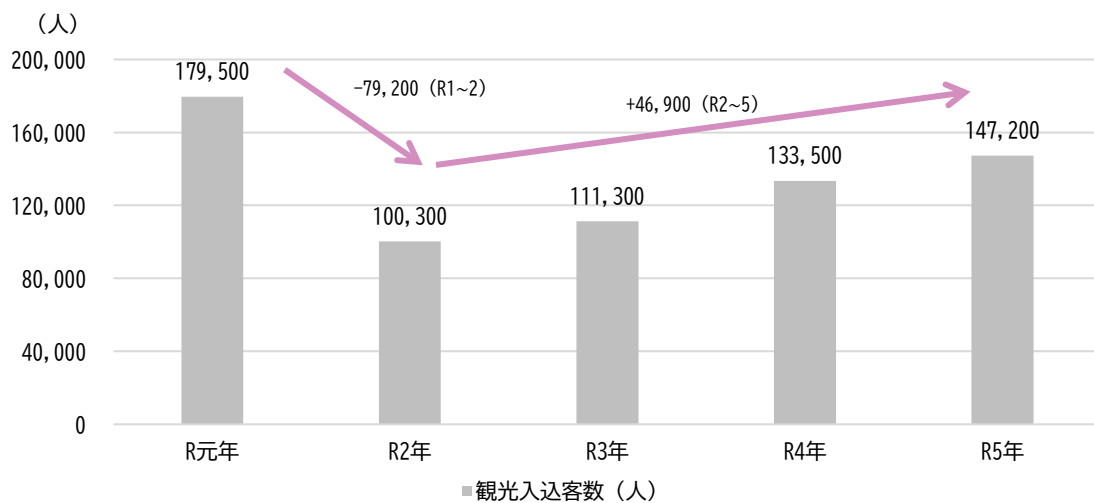


図 2-15 観光入込客数の推移

資料：群馬県 令和5年（2023年）観光入込客統計調査報告書

⑦ その他公共施設等

- 村内各地区にコミュニティセンターをはじめとする集会施設が立地しており、地区ごとに一定のコミュニティ拠点が確保されている。
- 主要幹線道路沿いや住宅密集地周辺に分布しており、住民がアクセスしやすい立地となっている。

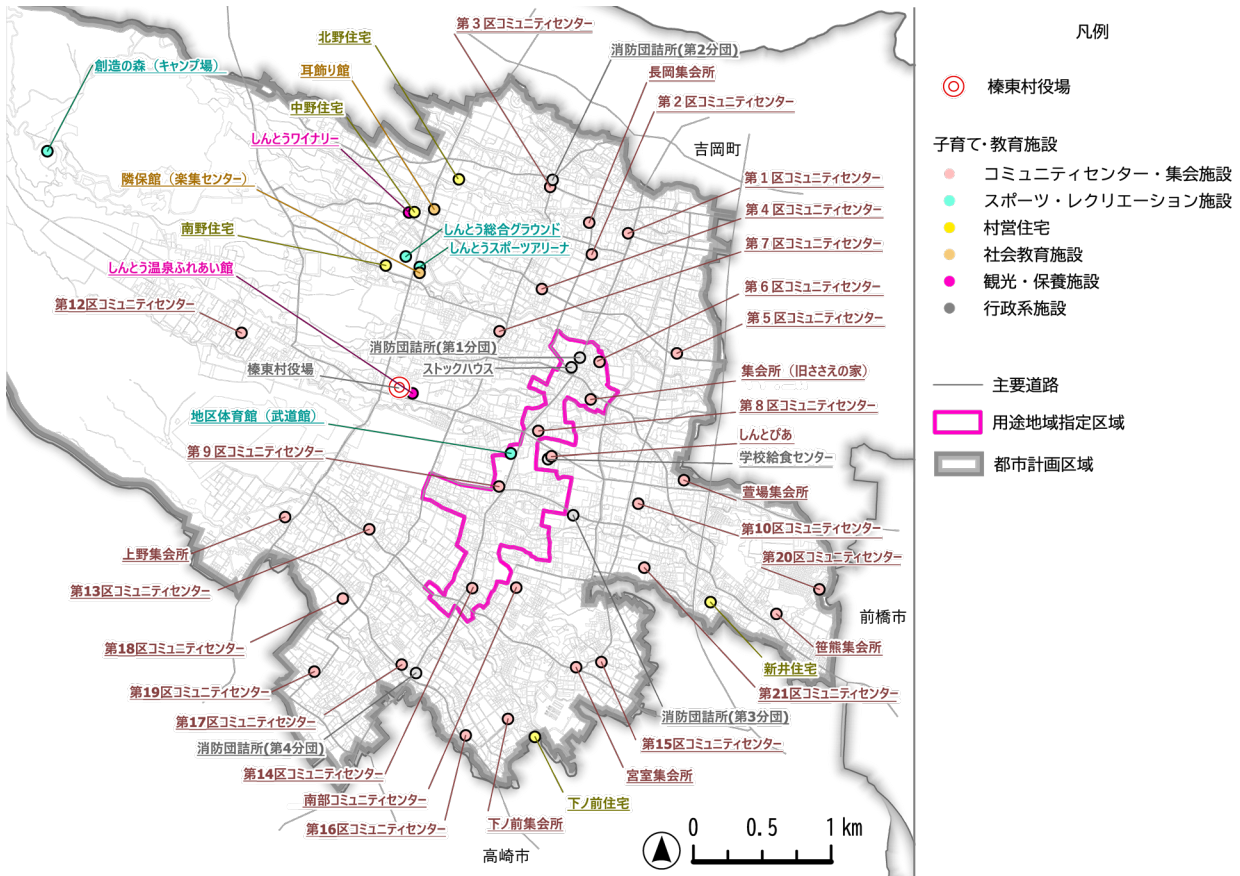


図 2-16 公共施設等の立地状況

資料：榛東村（R7）

# 3 現行計画の評価

---

### 3 現行計画の評価

#### (1) 関係各課による庁内ヒアリング

- 現行計画の進捗及び成果を評価するにあたり、庁内の関係各課を対象に、現行計画策定時から現在までに実施された村の取組状況についてヒアリングを実施した。

ヒアリング事項	評価の視点
① まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>計画理念・将来像との整合性</u> →理念・将来像の実現に資する取組の実施状況 →理念・将来像の達成状況</li> </ul>
② 土地利用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>用途地域による土地利用誘導の実現状況</u> →居住、福祉、商業、農地などの適正配置の状況</li> <li>・ <u>開発許可・調整の実績</u> →無秩序な開発の抑制、計画的な誘導の実施状況</li> </ul>
③ 「道路・交通網」の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ネットワーク形成</u> →主要道路線の整備、接続性の向上</li> <li>・ <u>安全性の確保</u> →歩道整備、交差点改良、通学路対策等の実施状況</li> <li>・ <u>公共交通との連携</u> →バス停、交通結節点等の機能向上</li> </ul>
④ 「公園・緑地」の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>機能向上</u> →遊具更新、安全性向上、バリアフリー化、保全活動等の実施状況</li> <li>・ <u>利活用の促進</u> →イベント等の利用促進の実施状況</li> <li>・ <u>維持管理</u> →管理、更新、改修等の実施状況</li> </ul>
⑤ 「都市機能施設」の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>生活利便施設の確保</u> →医療、福祉、商業、教育施設等の整備・充実</li> <li>・ <u>維持管理</u> →管理、更新、改修等の実施状況</li> </ul>
⑥ 「下水道・河川」の管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>維持管理</u> →管理、更新、改修等の実施状況</li> </ul>
⑦ 「減災・防災」の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ハード対策</u> →耐震化、防災拠点整備等の実施状況</li> <li>・ <u>ソフト対策</u> →避難訓練、啓発活動、自主防災組織の支援等の実施状況</li> </ul>
⑧ 「景観形成・環境保全」の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>景観形成の推進</u> →景観ガイドラインの作成、建築物指導の実施状況</li> <li>・ <u>環境保全対策の推進</u> →環境負荷の低減、生態系保全、緑地保全の実施状況</li> </ul>

## ①まちづくりの方針

### 【取組状況】

- ・ 榛東村では、土地利用規制の実効性が弱く、住宅地の点在や虫食的な農地転用が進むなど、都市計画が想定した土地利用のコントロールが十分に機能していない。宅地開発委員会による指導はあるものの、要綱が「お願いベース」であるため規制誘導に結びつかず、農地保全と開発調整に苦慮している。
- ・ 一方、道路整備は補助事業等により計画どおり進展し、広域・地域幹線軸を中心に主要道路網は概成している。しかし、道路整備と土地利用誘導が連動せず、居住拠点は自然発生的に形成されるにとどまり、商業・工業拠点の形成も限定的で、都市構造全体の再編には至っていない。

### 【今後の方針】

- ・ 住民主役の考え方を維持しながら、現状との乖離が生じている都市計画理念を再整理し、人口減少社会に適応した持続可能な都市構造を再構築することが求められる。その際、土地利用については、所有者の権益に十分配慮しつつ、農地保全と開発調整を適切に進めるため、地域計画の策定と運用強化を着実に進める必要がある。
- ・ 拠点形成は既存施設や道路網の実態を踏まえ、住民理解の得られる現実的な誘導方針を検討する。道路整備については、新設中心から維持管理・改良型へ重点を移し、上毛大橋延伸に伴う交通変化も考慮した計画見直しが重要である。併せて、DX 活用やバリアフリー化を推進し、誰もが暮らしやすい環境整備を図る。

## ②土地利用の適正化

### 【取組状況】

- ・ 都市的な土地需要は大きくないものの、開発指導要綱や農振法等に基づく協議だけでは抑制しきれず、用途地域外での宅地化や農地転用が点的に進み、農住混在やスプロールが生じている。農業集落排水・公共下水道、公園、道路など生活基盤は概ね計画どおり整備され、創造の森キャンプ場やふるさと公園などのグリーンツーリズム拠点も一定の役割を果たしている。一方で、商業・工業ゾーンの形成や公共施設の集積、公園の有効活用は十分とは言えず、施設の老朽化や維持管理負担の増大も課題となっている。

### 【今後の方針】

- ・ 住民主役を前提に、農地地域計画と都市計画を連携させ、守るべき優良農地と市街地候補地を明確化しつつ、用途地域やゾーニングの見直しを進めるとともに、多面的機能支払交付金等を活用して環境共生型の土地利用を推進する。
- ・ 下水道整備区域や防災中枢機能施設、主要道路沿線を住宅・業務・商業の誘導エリアとして位置付け、既存インフラを生かしたコンパクトで効率的な都市構造への誘導を図る。併せて、公園の統廃合やインクルーシブ遊具への更新、キャンプ場等観光拠点の磨き上げ、老朽施設の計画的更新により、持続可能で魅力ある暮らしの場を形成していく。

### ③「道路・交通網」の整備

#### 【取組状況】

- ・ 現在、南新井前橋線バイパスをはじめ主要幹線道路の整備が概ね進捗し、これを補完する幹線・集落間道路も6~7割が整備済である。一方で、一部計画路線は未着手・事業中断区間が残り、幅員不足や歩道未整備、狭小道路の解消遅れなど課題もある。村道の舗装率は高く、カーブミラー等の交通安全施設や段差解消、キッズゾーン整備は進んでいるが、周遊性のある歩行者・自転車空間や歩行者専用道路の整備はほとんど図られていない。

#### 【今後の方針】

- ・ 南新井前橋線バイパスの全線供用と、それに接続する計画道路・横断道路の整備を進めつつ、幹線道路の動線変化や商業・サービス立地を踏まえた土地利用との一体的な方針を整理する必要がある。通学路や交通量の多い県道沿いを優先に、歩道の拡幅やバリアフリー化、狭小道路の改良など安全対策を計画的に実施し、既存道路の長寿命化・維持修繕も併せて推進する。

### ④「公園・緑地」の整備・活用

#### 【取組状況】

- ・ 榛名山麓の森林は、森林組合の協力を得ながら整備が進められ、水源涵養や災害防止といった公益的機能の維持が図られている。また、創造の森はコロナ禍を契機に村外利用者も増え、身近な自然とふれあうレクリエーション拠点としての役割が高まっている。
- ・ 防災広場・南部公園・新井緑地公園などは、平常時は運動・交流の場として活用され、災害時には避難場所として利用できる公共空地として整備されたが、避難機能の確認や備蓄体制には課題が残る。ふるさと公園も避難場所に指定されているものの、備蓄物資の保管等は未整備である。
- ・ 公園やちびっ子広場では遊具の老朽化に伴う修繕・撤去は進む一方、都市的な緑地指定（風致地区・緑地保全地区）や植栽の体系的整備は行われていない。歩行者専用道路の形成やウォーキングトレイル等の整備も進んでおらず、歴史文化施設とのネットワーク形成も限定的である。

#### 【今後の方針】

- ・ 森林については、森林組合との連携を継続しつつ、災害防止・環境保全に寄与する森林整備を進める。また、創造の森やふるさと公園などは、レクリエーション需要や観光ニーズの変化を踏まえながら活用を図り、防災機能と両立した運営を検討する。
- ・ 防災広場や各公園については、避難場所として必要な機能・役割を整理し、備蓄物資や設備点検を含めた維持管理体制を強化する必要がある。公園施設は老朽化を踏まえ、遊具更新や廃止統合を含む長期的な整備計画が求められる。
- ・ 緑地や植栽の整備に関しては、維持管理負担とのバランスを踏まえつつ、必要な箇所に限定した効果的な整備を検討する。また、都市化の進展状況を見据え、風致地区・緑地保全地区の指定や歩行者専用道路の整備を長期的課題として整理し、必要に応じて総務企画課・産業振興課とも連携して検討を進めることが望ましい

## ⑤「都市機能施設」の整備

### 【取組状況】

- 教育施設では、全ての体育館に空調を設置し、学習環境の向上と避難所機能の強化を図ってきた。また、吊り天井やアスベストの撤去を含む長寿命化改修工事を進め、安全・安心な施設環境の整備を着実に推進している。
- 生涯学習分野では、必要な修繕を行いながら村民が継続的に活動できる環境を確保するとともに、令和7年度に開設予定の防災中枢機能施設について、用地買収や設計委託を進め整備に着手した。福祉施設の新規整備は見られないが、庁舎についてはイントラネットの整備などデジタル化が進められ、業務効率化の基盤が構築されている。

### 【今後の方針】

- 教育施設については、引き続き長寿命化改修工事を進め、安全・安心で快適な学習環境の確保を図る。既存施設では、照明設備の更新や空調設備の入れ替えなど、必要な修繕を計画的に行い、施設の延命化を推進する。併せて、防災中枢機能施設の開設準備を進め、開設後は生涯学習活動の拠点としての活用方針を検討する。
- 福祉施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、誰もが安心して利用できるバリアフリー化を進める。また、庁舎では住民サービスの向上に向け、令和6年度に予定しているフリーWi-Fiスポットの設置など、利便性向上の取り組みを進めていく。

## ⑥「下水道・河川」の管理・整備

### 【取組状況】

- 公共下水道については、令和2～6年度の5か年計画により国の交付金を活用し管渠築造工事を進め、整備が着実に進捗してきた。また、合併処理浄化槽の新規設置や単独浄化槽からの転換時には補助金を交付し、生活排水処理の適正化を促している。
- 河川については、普通河川や水路で護岸浸食が見られるものの、河川改修や親水性向上を目的とした整備は大きく進んでおらず、対処療法的な維持管理にとどまっている。県管理の一級河川等については、要望に基づき県による修繕対応が行われている。これら一連の整備により、下水道の整備推進と併せて河川水質の保全にも一定の効果が認められる。

### 【今後の方針】

- 下水道未整備地域の人口動向や住宅供給の状況を踏まえ、整備箇所を見極めながら工事を進めるとともに、既整備区域では適正な維持管理へと重点を移し衛生環境の向上を図る。また、農業集落排水の公共下水道への統合についても検討を進める。
- 合併処理浄化槽に関する補助制度は、国・県補助の継続が不透明であるものの、村独自の補助については継続できるよう検討する。河川については、必要に応じて整備計画の策定を検討し、雨水対策として側溝改修などの対策を進めるとともに、現状の維持管理を継続していく。

## ⑦「減災・防災」の取組

### 【取組状況】

- 村内では、地滑り危険箇所を含む災害リスクが存在するものの、現時点で具体的な施策は講じられていない。道路側溝や河川整備は、集中豪雨の増加により既存施設では処理能力が不足する場面があり、維持管理・修繕を中心とした対処的な対応に留まっている。
- 防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽の整備は進めてきたが、避難経路となる道路維持や無電柱化などの計画的取り組みは不十分である。また、水道管の耐震化や応急給水体制は一定の整備がされているものの、下水道施設における災害時の電力確保は未対応である。建築物の耐震化は公共施設が概ね完了している一方、一般住宅は耐震化の遅れが課題となっている。

### 【今後の方針】

- ハザードマップに基づく危険区域の把握と住民対応策の検討を進めるとともに、豪雨災害の激甚化を踏まえた排水施設の更新や修繕計画の策定が求められる。空き家の利活用促進や特定空き家の適正管理により、景観保全と防災力向上を図る必要がある。避難路の動線整理や無電柱化の検討、水道管の耐震化と可搬式浄水設備の整備、さらに下水道施設への自家発電機能の導入など、災害時のライフライン確保に向けた対策を強化する。
- 耐震化されていない住宅の把握と支援の検討、福祉避難所の機能強化、避難訓練の充実、住民支え合いマップの継続的な活用を通じ、地域ぐるみで防災意識を高める体制づくりを進めていく。

## ⑧「景観形成・環境保全」の取組

### 【取組状況】

- 本村では、緑地保全地域の指定が行われていないため、緑地保全計画の策定には至っていない。また、環境保全に関しては開発許可や関係法令に基づく手続きによって一定の環境配慮が図られているものの、平地林など小規模な緑地環境の保護について具体的な施策は定まっていない。景観形成に関する取り組みや指針も未整備であり、景観に対する計画的な対応は実施されていない状況である。さらに、土地利用や景観に関する制度整備は進んでおらず、地区計画等による集約や規制の仕組みも存在していない。総じて、環境・景観に関する取り組みは個別の許認可手続きに依存しており、包括的な計画や制度の構築には至っていない。

### 【今後の方針】

- 今後は、緑地保全地域が指定される場合には、都市計画の枠組みに基づき緑地保全計画を策定する必要がある。また、自然環境の消失が直ちに懸念される状況ではないものの、森林経営管理制度などを活用し、所有者や地域住民、NPO 団体との協力による自主的な保全活動を促していくことが望ましい。景観面では、道路開通に伴う沿道開発などにより景観が損なわれる可能性を踏まえ、必要に応じて指針や制度の検討を進める。土地利用や建築に制限が伴う施策については、住民ニーズや必要性を慎重に見極めながら検討を進め、体制整備や事業推進に向けた基盤づくりを着実に進めていく方針である。

## 4 住民ワークショップ

---

## 4 住民ワークショップ

### (1) 実施概要

実施日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第1回 R7年4月16日(水)</li><li>● 第2回 R7年4月30日(水)</li></ul>
募集方法	村内回覧・榛東村ホームページ・榛東村公式LINEによる公募
募集対象者	榛東村内に在住または通勤している、高校生を除く18歳以上の者
参加者	9名(※各回 昼の部4名・夜の部5名)
実施目的	榛東村都市計画マスタープランの改訂にあたり、「住民目線でのまちづくりの問題点」を把握し、課題抽出及び分野別方針へ反映する。
テーマ	第1回 <ul style="list-style-type: none"><li>● 住宅地・農地の問題点</li><li>● 道路・交通・上下水道の問題点</li><li>● 公園・河川の問題点</li><li>● 防災・減災の問題点</li></ul>
	第2回 <ul style="list-style-type: none"><li>● 商業・工業の問題点</li><li>● 都市機能施設(公共・商業・医療・福祉等)の問題点</li><li>● 榛東村の目指すべき将来像</li></ul>

## (2) 実施内容

### ① テーマごとの意見概要

日常生活の中で住民が感じている「困りごと」や、榛東村に「不足していること」、まちづくりに関する「問題」について、6つのテーマごとに議論を実施。

類似する意見ごとにグルーピングを行い、タイトルを設定。

#### ① 住宅地・農地

- ・ 子育て世代等の住宅が増加しているものの、**人口増加にはつながっていない**
- ・ **農地の宅地化**が進むことで、**スプロール化の加速**や、区・班の人数のばらつきなど**既存住民との摩擦**が生じている
- ・ **住宅と農地の混在**により、**農地の適切な活用が難しい**（大規模化・集約化・機械化 等）
- ・ **空き家の増加**が進む一方で、**有効活用する体制**が整っていない
- ・ 農業従事者の**高齢化・減少**に伴い、**耕作放棄地の増加**が進んでいる
- ・ 防災の観点から見た**農地の保全が不十分**
- ・ 景観条例等を活用し、**統一の取れた住宅景観**を形成するとともに、**歴史的価値のある場所を保全**する

#### ② 道路・交通・上下水道

- ・ 新規道路の建設ではなく、**生活道路の補修**をするべき
- ・ 南新井前橋線バイパスの完成に伴い、**交通の流れが変化すると想定**される
- ・ 最寄り駅（八木原・群馬総社）までのバスがなく、**公共交通の整備が不足**している
- ・ **インフラの老朽化**が進んでいる

#### ③ 公園・河川

- ・ 新規公園の建設ではなく、**既存公園を改善・活用**する（ふるさと公園・創造の森）
- ・ **特色のある公園**や、**小さい子が遊べる公園・遊具**がない
- ・ 村内公園情報を **HP** などで公開してほしい
- ・ 公園管理手法として、**外部委託・ネーミングライツの導入・クラウドファンディングによる資金調達**が考えられる
- ・ 防災の観点からみた**河川管理が不十分**（雑木・雑草・堆砂）
- ・ **水と触れ合える河川の不足**

#### ④ 防災・減災

- ・ **災害に備えた体制づくり**が必要（防災訓練・防災イベント・消防団加入の促進・地域コミュニティの再形成）
- ・ 防災の観点から見た**農地・自然地の保全が不十分**
- ・ **災害に備えたハード整備**（インフラ及び住宅の耐震化・地籍調査）
- ・ **ハザードマップの更新**や、地域住民の経験を反映した防災マップ

## ⑤ 商業・工業

- ・ 近隣市町村に大型商業施設が立地しており、**村内の商業が衰退**した
- ・ 商業の**拠点**や**魅力的な商業施設**がない
- ・ **地域の特産を活かした**マルシェや、オリジナル性のあるものを提案
- ・ **多分野連携による活性化**（自衛隊・ベンチャー企業・観光・既存工場・近隣自治体）
- ・ 地形特性により、**企業誘致が難しい**
- ・ 工業地・住宅地の**棲み分け**

## ⑥ 公共施設・商業施設・医療福祉施設

- ・ **図書館がない**
- ・ 給食など**特色ある学校教育**（シュタイナー・アントロポゾフィー・超デジタル・フリースクール・自然学校）
- ・ 村の**特色を活かした施設**や既存施設の活用（耳飾り館・ワイナリー・温泉・空き家）
- ・ 公共施設の**改修・複合化**（スモールタウン化）
- ・ 総合病院・小児科・眼科など**医療施設が不足**しており、**休日や夜間対応の医療体制**も弱い
- ・ **訪問系福祉施設の不足**や、**入所系福祉施設の定員問題**

### ▼グルーピングした意見



#### ■ 住民意見を踏まえた課題の方向性

- ・ 居住誘導と人口維持に向けた土地利用の最適化
- ・ 農地保全と農業生産性の確保
- ・ 住宅ストックの適正管理と空き家対策の強化
- ・ 景観形成と歴史・文化資源の保全
- ・ 土地利用・住宅政策・農業政策の統合的マネジメント



#### ■ 住民意見を踏まえた課題の方向性

- ・ 既存インフラの維持管理への重点シフト
- ・ 広域道路網の変化に対応した交通の再編
- ・ 最寄り駅へのアクセス確保と公共交通ネットワークの再構築
- ・ 安全・安心な生活環境の確保



② 榛東村の目指すべき将来像

6つのテーマごとの「困りごと」「不足していること」「問題」を踏まえ、榛東村が目指すべき将来像について議論を実施。

人口減少等の社会情勢等を踏まえ、「重要度・緊急度」ごとに分類。

▼「昼の部」参加者意見

No.10~22	重要度 高	No.1~9
緊急度 低	10. 魅力ある公園を 11. 子どもが安心して外遊びができる場がある 12. 生活し続けられる地域づくり 13. 顔の見える地域づくり 14. 特色のある図書館（高知の「雲の上の図書館」など） 15. SNS、デジタルに強く（コンビニで住民票・〇〇ペイ） 16. 夏場や雨の日も子供が安心して遊べる場所（渋川のだれでも広場良い） 17. JK 課の様な柔軟な意見の取り入れ 18. 学校、介護施設、保育園、図書館を同じ場所につくる 19. 村の魅力化 20. 子育て世代へのアピール（SNS） 21. 小学校どちらかを大改革（シュタイナー・子ども村・自由の森学園） 22. 給食を大改革（すべて榛東産・毎日米飯）	1. 防衛省への依存体質から自治強化へ 2. 開いた村、チャレンジする村へ、古い体質抜け出してね！ 3. 防災施設、意識の向上 4. 防災意識が高まる取組、避難場に泊まる、地震の体験など 5. 特化した農業振興（デジタル化・稼げる農業） 6. 公共交通の充実した村 7. 自家用車以外の交通手段 8. 体験できる村→創造の森・八洲高原→イベントを日常的に・通過点の村→目的地の村へ（シンボリックな場所の提供） 9. 特色を生かした教育（小中学校）
	27. 大型イベントの増加（近くの施設や市町村と連携した） 28. 農業をもっと強みにする 29. 子どもと村のつながり（幼・小・中） 30. 海外との姉妹都市、交換留学、短期ツアー 31. 見やすい広報を（タテ書き・ヨコ書き・区切りなど） 32. フリーバス・フリー自転車（電動）・いつでもバス・いつでもチャリ・どこでもバスチャリ 33. 空き家 100 軒同時オープン（プレ・イベントでOK）	23. 無料巡回タクシー 24. ふらりと立ち寄れる場所がある（物産店など） 25. 飲食店など村民が普段寄れる場がある 26. 岡山県勝田郡奈義町の福祉、子育てを参考に
No.27~33	重要度 低	No.23~26

▼「夜の部」参加者意見

No.30~41	重要度 高	No.1~29
<p>緊急度 低</p>	<p>30. 自衛隊と連携した防災モデル地区化 (+給食センター)</p> <p>31. 山の管理・枯れ枝・落ち葉</p> <p>32. 川の水を利用した小水力発電</p> <p>33. すみ分けの明確化 (住宅と農地)</p> <p>34. 自家用車がなくても良い対策</p> <p>35. 村内外国人の方々と交流を (住環境の再検証)</p> <p>36. 新旧村民の交流推進を (各自治会だけでなく、村主催の新しいイベントなど)</p> <p>37. 自治会の役割の再検証 (条例の改変も含む)</p> <p>38. 公共交通の拡充</p> <p>39. 新しいビジネスを創出できる村づくり</p> <p>40. 高齢者から子供まで、皆で助け合う村づくり</p> <p>41. 自然と共存した村づくり</p>	<p>緊急度 高</p>
No.46~48	<p>重要度 低</p>	No.42~45



## 5 參考資料

---

## 5 参考資料

### (1) 榛東村都市計画審議会答申

令和8年2月20日

榛東村長 南 千晴 様

榛東村都市計画審議会  
会 長 金井 佐則

#### 榛東都市計画マスタープランの改定について（答申）

榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例（平成12年条例第7号）第3条の規定に基づき、令和8年1月29日付け建第029001号で諮問のありました榛東村都市計画マスタープランの改定については、榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例（平成12年条例第7号）第9条の規定に基づき、審議会を招集し慎重に審議をおこなった結果、下記のとおり意見を付して案を適当と認めましたことを答申いたします。

#### 記

20年間という長期の計画であることから、計画期間中においても社会情勢等の変化に応じ、調査・検討を重ねる必要に応じ、新たな改定も検討されたい。

## (2) 榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第3項の規定に基づき榛東村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 村における都市計画行政の円滑な運営に資するため法第77条の2第1項の規定による榛東村都市計画審議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 榛東村都市計画審議会（以下「審議会」という。）は、法によりその権限に属された事項を調査審議し、及び村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議し、並びに都市計画に関する事項について関係行政機関に建議することができる。

(組織)

第4条 審議会は、次の各号に定める者のうちから村長が任命する委員14名をもつて組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 村議会議員
- (3) 関係行政機関又は群馬県の職員
- (4) 榛東村の住民

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める委員にあつては、規則で定める任期とする。
- 3 村長は、委員が破産の宣告を受け、又は拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、非常勤とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、第4条第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第7条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員（都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号。以下「政令」という。）第3条第4項において準用する政令第2条第4項の規定に基づく臨時委員をいう。以下同じ。）若干名を置くことができる。

- 2 臨時委員は、村長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第5条第4項の規定は、臨時委員について準用する。

(専門委員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員（政令第3条第4項において準用する政令第2条第5項の規定に基づく専門委員をいう。以下同じ。）若干名を置くことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「臨時委員」とあるのは「専門委員」と、同条第3項中「当該特別の事項の調査審議」とあるのは「当該専門の事項の調査」と読み替えるものとする。
- 3 第5条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(常務委員会)

第10条 審議会に、審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会(政令第6条の規定に基づく常務委員会をいう。)を置くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(榛東村都市計画審議会条例の廃止)

- 2 榛東村都市計画審議会条例(昭和55年榛東村条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成29年条例第6号)

(施行日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年榛東村条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和7年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

### (3) 榛東村都市計画審議会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関する条例（平成12年榛東村条例第7号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、榛東村都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理委員)

第2条 条例第4条第3号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、当該機関におけるその者の職務を代理する者が、議事に参与し、議決に加わることができる。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

(審議会の招集)

第4条 会長は、審議会を招集しようとするときは、招集日の3日前までに議案、日時及び場所を委員（議事に関係のある臨時委員を招集する場合においては、当該臨時委員を含む。）に通知しなければならない。

(非公開の原則)

第5条 審議会の会議は、公開しない。ただし、会長が公開することにつき特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 会長は、審議会の終了後速やかに次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員（第4条の規定による代理委員を含む。）及び臨時委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の内容
- (5) その他会長において必要と認める事項

2 会長は、議事に先立ち、出席した委員のうちから議事録署名人2人を指名するものとする。

(常務委員会)

第7条 条例第10条に規定する常務委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、審議会の承認を経て会長が別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(榛東村都市計画審議会運営規則の廃止)

2 榛東村都市計画審議会運営規則（昭和55年榛東村規則第11号）は、廃止する。

附 則（平成14年規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第17号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月20日から適用する。

附 則（平成29年規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(4) 榛東村都市計画審議会 委員名簿

区分		所属	氏名	備考
(1)	学識経験のある者 4名	前橋工科大学 教授	森田 哲夫	
		榛東村商工会 会長	松嶋 章治	
		榛東村農業委員会 会長	柳岡 稔	
		榛東村社会福祉協議会 会長	金井 佐則	会長
(2)	村議会議員 4名	榛東村議会 議長	善養寺 孝	
		榛東村議会 総務産業建設常任委員長	三俣 実	
		榛東村議会 文教厚生常任委員長	浅見 隆	
		榛東村議会 議会広報常任委員長	須田 仁美	
(3)	関係行政機関又は 群馬県の職員 3名	渋川土木事務所 所長	山木 健一	
		渋川森林事務所 所長	長谷川 博	
		中部農業事務所 所長	福島 浩毅	
(4)	榛東村の住民 3名	榛東村赤十字奉仕団 委員長	金井 君代	
		榛東村交通安全会 会長	村上 誠	
		榛東村消防団 団長	柳岡 伸二	

## (5) 榛東村都市計画マスタープラン改定検討委員会設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 榛東村都市計画マスタープラン（平成18年3月策定）を改定するため、榛東村都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項に関する事務を所掌する。

- (1) 榛東村都市計画マスタープランの改定に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 1 委員長は、副村長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員の中から委員長が指名した者1名とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。
  - (1) 都市計画に関し識見を有する者
  - (2) 関係団体の職員
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) その他村長が必要と認める者

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設課において処理する。

(雑則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、改定した榛東村都市計画マスタープランを公表した日の翌日に、その効力を失う。

(6) 榛東村都市計画マスタープラン改定検討委員会 委員名簿

区分	所属	氏名	備考
副村長	榛東村役場 副村長	小池 秀樹	委員長
都市計画に関し 識見を有する者	群馬県宅建協会渋川支部 支部長	福田 英作	
	群馬県県土整備部都市計画課 次長	下山 秀男	
関係団体	榛東村自治会連合会 会長	一倉 保	副委員長
	榛東村農業委員会 会計	萩原 明美	
	榛東村社会福祉協議会 事務局次長	佐竹 幸子	
	榛東村商工会 女性部長	小林 厚子	
	榛東村教育委員	石和 佳子	
関係行政機関	群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課 未来投資主監	黒神 拓児	
	渋川土木事務所 次長	山本 和弘	
	渋川農村整備センター 次長	田代 宗彦	

## (7) 榛東村都市計画マスタープランワークショップ設置要綱

(趣旨)

第1条 榛東村都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の改定に当たり、住民等の意見を広く聴取するため、榛東村都市計画マスタープランワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワークショップは、マスタープラン改定に係るまちづくりの施策等の必要な事項について意見交換をするものとする。

(組織)

第3条 ワークショップは、次に掲げる者の中から30人以下の構成員で組織する。

(1) 公募による者

(2) 榛東村の職員 若干名

(3) その他村長が必要と認める者 若干名

(構成員の公募)

第4条 構成員の公募に当たっては、村ホームページ等を活用し広く周知を行うものとする。

2 応募資格は、応募時に榛東村内に在住又は通勤している18歳以上の者(高校生を除く。)とする。

3 応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、応募用紙(別記様式第1号)を建設課に提出し、又は村が指定する電子申請を用いて応募するものとする。

4 公募により定員を超える場合には、抽選で選考を行うものとし、抽選方法は村長が別に定める。

5 公募の結果は、すべての応募者に通知するものとする。

(報酬)

第5条 構成員には、報酬及び費用弁償は支給しない。

(庶務)

第6条 ワークショップの庶務は、建設課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、ワークショップに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年2月12日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、改定した榛東村都市計画マスタープランを公表した日の翌日に、その効力を失う。

(8) 榛東村都市計画マスタープラン策定の経過

実施日	内容	備考
令和6年11月26日	第1回 庁内ワーキンググループ	
令和7年2月12日	第2回 庁内ワーキンググループ	
令和7年3月24日	第3回 庁内ワーキンググループ	職員ワークショップとして実施
令和7年4月16日	第1回 住民ワークショップ	
令和7年4月30日	第2回 住民ワークショップ	
令和7年6月3日	第4回 庁内ワーキンググループ	
令和7年6月18日	第1回 改定検討委員会	
令和7年8月4日	第5回 庁内ワーキンググループ	
令和7年8月19日	第2回 改定検討委員会	
令和7年9月12日	第6回 庁内ワーキンググループ	
令和7年9月25日	第3回 改定検討委員会	
令和7年11月30日	住民説明会	
令和7年12月16日	第4回 改定検討委員会	
令和7年12月26日	パブリックコメント	令和8年1月26日まで
令和8年1月29日	第1回 都市計画審議会	村長から諮問
令和8年2月13日	第2回 都市計画審議会	村長へ答申(令和8年2月20日)
令和8年3月18日	令和8年第1回 榛東村議会定例会議決	





# enjoy SHINTO

資料編

榛東村都市計画マスタープラン R8 → R28

---

発行：令和 8 年 3 月

榛東村 建設課

〒370-3593

群馬県榛東村大字新井 790 番地 1

TEL：0279-54-2211 FAX：0279-54-8225